

I 目的

この運用基準は、「南沢五丁目地区地区計画」の地区整備計画の運用を円滑に行うためこれを定める。

II 地区整備計画の内容及び運用基準

1. 建築物等に関する事項

(1) 建築物等の用途の制限

地区整備計画

近隣商業地区

以下に掲げる建築物は建築してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する「風俗営業」の用に供する建築物並びに同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の用に供する建築物
- (2) 工場（自家販売食品製造業を除く。）
- (3) 倉庫業を営む倉庫
- (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

<解説>

近隣商業地区については、建築基準法別表第二に定める用途地域内の建築物の制限に加え、本規定に掲げる建築物は建築することはできない。

(2) 建築物の容積率の最高限度

地区整備計画

近隣商業地区

15 / 10

<解説>

本規定の容積率を超える建築物は、建築することはできない。

(3) 建築物の建ぺい率の最高限度

地区整備計画

近隣商業地区

6 / 10

<解説>

- ① 本規定の建蔽率を超える建築物は、建築することはできない。
- ② 建築基準法第53条第3項第2項の規定（角地緩和）は適用しない。

【参考】建築基準法

(建ぺい率)

第53条第3項第2号

前2項の規定の適用については、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては第1項各号に定める数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第1号及び第2号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。

一 (略)

二 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの内にある建築物

(4) 建築物の敷地面積の最低限度

地区整備計画

近隣商業地区

3, 000 m²

都市型住宅・業務地区A

100 m²

<解説>

- ① 敷地※を分割し、敷地面積の最低限度未達となった敷地には建築物を建築することはできない。

【例4】

- ② 「敷地面積」の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号の規定による。
③ 建築物の敷地として使用せず、工作物のみを設置する場合は、本規定を適用しない。

【用語の説明】

※ 敷地・・・建築基準法施行令第1条第1項に規定する土地のことをいう。

【参考】建築基準法施行令

(用語の定義)

第1条第1項第1号

敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

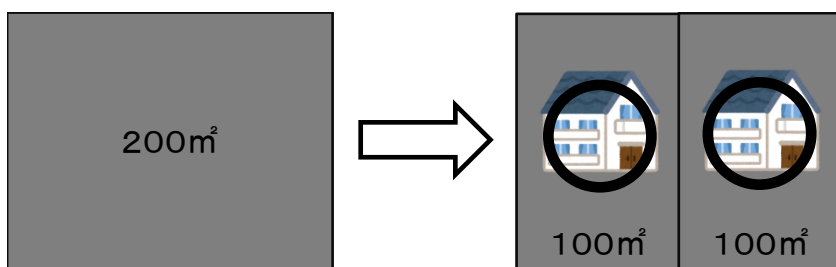
(面積、高さ等の算定方法)

第2条第1項第1号

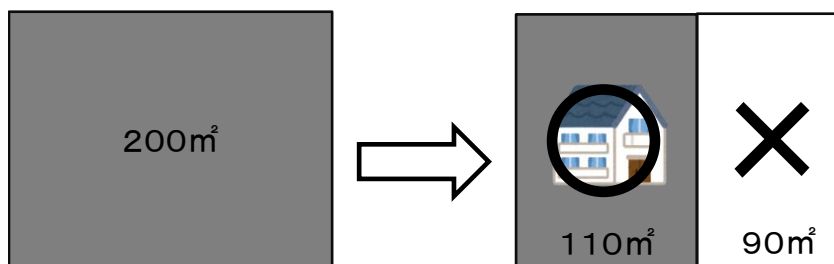
敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法第42条第2項、第3項又は第5項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。

【例4】 敷地の分割例（敷地面積の最低限度100 m²の場合）

① 200 m²の敷地を100 m²ずつに分割する場合



② 200 m²の敷地を110 m²と90 m²に分割する場合



(5) 壁面の位置の制限

地区整備計画

近隣商業地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱*は、計画図3に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、地上交通の緩和のために設ける上空通路を除く。

都市型住宅・業務地区A

建築物の外壁又はこれに代わる柱*から都市計画道路東3・4・18号線の境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 物置、自動車車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
- (2) 床面積に含まない出窓、ポーチ、ベランダ、屋外階段等
- (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの

中高層住宅地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱*から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 物置、自動車車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
- (2) 床面積に含まない出窓、ポーチ、ベランダ、屋外階段等
- (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの

<解説>

- ① 近隣商業地区において、地区計画に定める歩道状空地を除く部分で以下の建築物の部分については、壁面の位置の制限を適用しない。
 - ア. 床面積に算入されない出窓
 - イ. 軒、ひさし、戸袋、床面積に算入されないピロティ、ポーチ、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ
 - ウ. 床面積に算入されない屋外階段
- ② 「床面積」の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号の規定による。

【用語の説明】

※ これに代わる柱・・・軒、ひさしを含む建築物のすべての部分のことをいう。

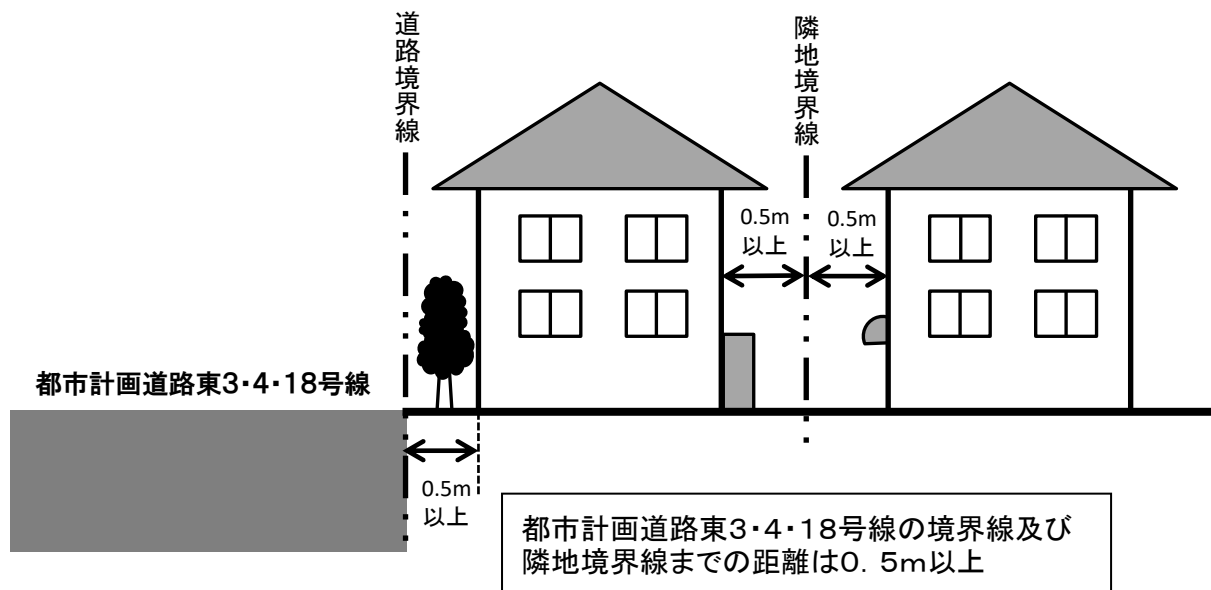
〔参考〕建築基準法施行令

(面積、高さ等の算定方法)

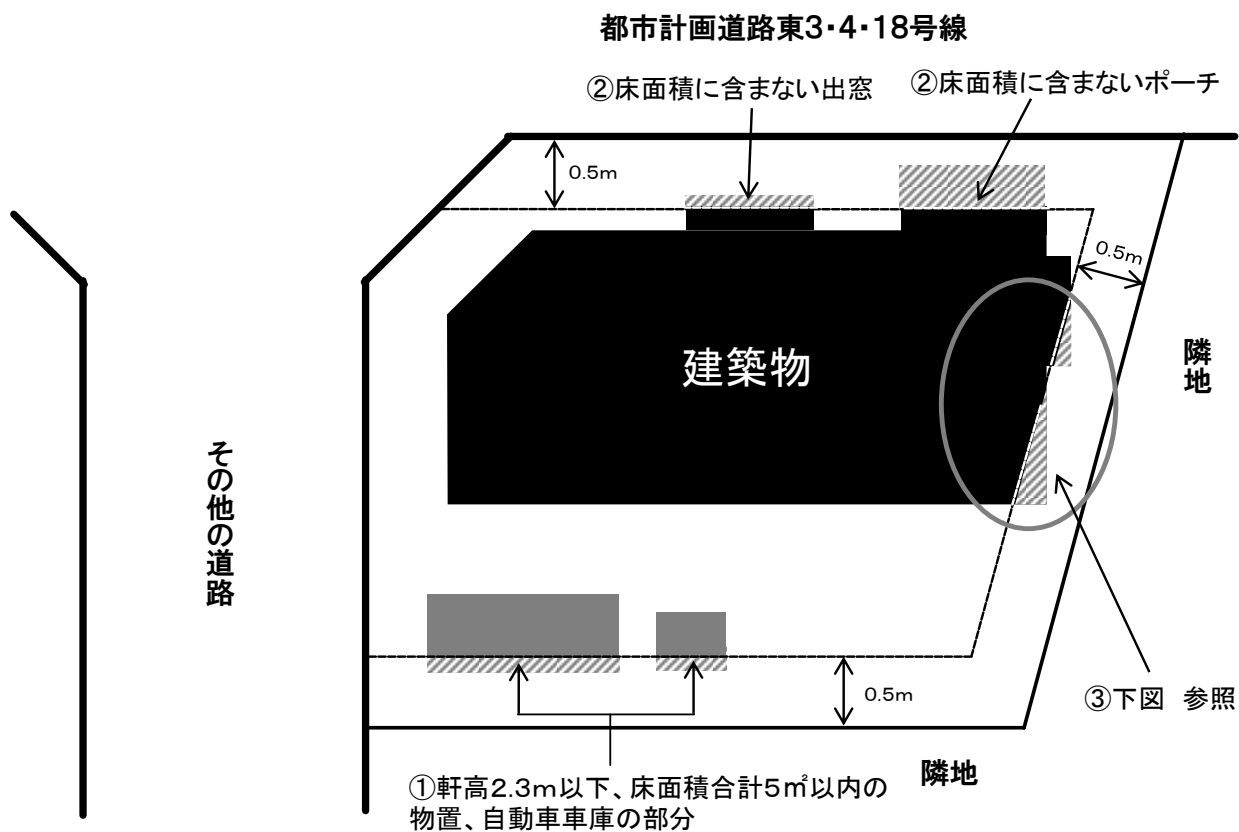
第2条第1項第3号

床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

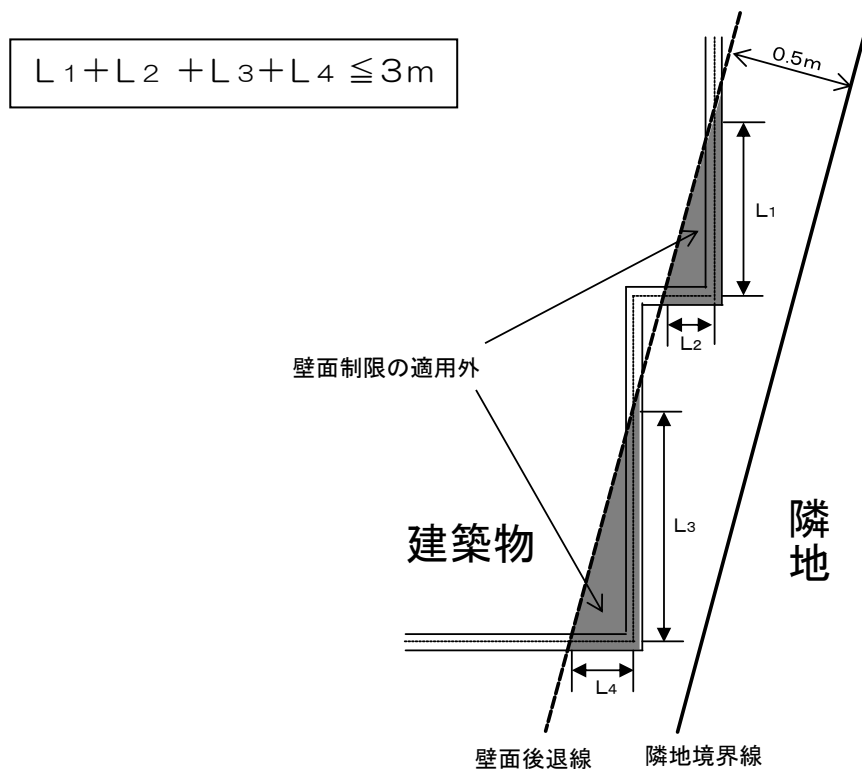
[例 5－1] 壁面後退の例（都市型住宅・業務地区A）



[例 5 - 2] 緩和規定の例（都市型住宅・業務地区 A、中高層住宅地区）



- ③ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの



(6) 壁面後退区域における工作物の設置の制限

地区整備計画

近隣商業地区

壁面の位置の制限が定められた範囲内の土地の区域で地区施設の歩道状空地の部分は、門、塀、垣又はさく、広告物、その他これらに類する工作物※¹を設けてはならない。ただし、道路交通安全のための施設※²及び植栽についてはこの限りでない。

<解説>

- ① 計画図に示す2号壁面が定められ、かつ、地区施設の歩道状空地とする部分について、道路境界線から6mの範囲においては、工作物を設置することはできない。
- ② 道路交通安全施設や植栽については、歩行の妨げにならないよう配置すること。

【用語の説明】

- ※1 門、塀、垣又はさく、広告物、その他これらに類する工作物・・・土地に定着する工作物のことを指し、自動販売機、飲食店のサンプルケース等を含む。
- ※2 交通安全のために設置する道路照明、標識、防護柵及び道路反射鏡等のことをいう。

(7) 建築物等の高さの最高限度

地区整備計画

近隣商業地区

建築物の高さは、地盤面から25m以下とする。ただし、階段室、昇降機塔など搭屋部分及び棟飾等の屋上突出物部分は除く。

都市型住宅・業務地区A

建築物の高さは、地盤面から20m以下とする。ただし、敷地面積が3,000㎡以上の場合で、かつ、周辺環境等への配慮がなされている※と市長が認めたときは、35m以下とする。

中高層住宅地区

建築物の高さは、地盤面から13m以下とする。ただし、敷地面積が3,000㎡以上の場合で、かつ、周辺環境等への配慮がなされていると市長が認めたときは、35m以下とする。

<解説>

- ① 建築物の高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による。
- ② 都市型住宅・業務地区A及び中高層住宅地区において、階段室や昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以内の場合、その部分の高さ5mまでは建築物の高さに算入しない。

【用語の説明】

※ 周辺環境等への配慮がなされている・・・建築物の配置、形状の工夫や敷地内の緑化等により、良好な景観形成や周辺環境等に対する配慮が十分なされている計画のことをいう。

〔参考〕建築基準法施行令

(面積、高さ等の算定方法)

第2条第1項第6号

建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ 法第56条第1項第1号の規定並びに第130条の12及び第135条の19の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

ロ 法第33条及び法第56条第1項第3号に規定する高さ並びに法第57条の4第1項、法第58条及び法第60条の3第2項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートル（法第55条第1項及び第2項、法第56条の2第4項、法第59条の2第1項（法第55条第1項に係る部分に限る。）並びに法別表第4(ろ)欄2の項、3の項及び4の項ロの場合には、5メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(8) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

地区整備計画

近隣商業地区

- 1 建築物の外壁等の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。
- 2 屋外広告物は、周辺の環境や景観と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に配慮したものとする。
- 3 高架水槽等の屋外設置物は、建築物と一体的なデザインとなるように工夫し、周囲からの景観に配慮したものとする。

都市型住宅・業務地区A、中高層住宅地区

- 1 建築物の外壁等及び工作物の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。
- 2 屋外広告物は、周辺の環境や景観と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に配慮したものとする。

<解説>

- ① 原則として、建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、マンセル表色系※¹による基本色※²とする。ただし、アクセントカラー※³として用いる色彩の面積は、外壁等の各面の概ね5%以下とする。
- ② 複数の色を使用する場合は、コントラスト（明度の差）が強くないよう配慮する。
- ③ 木材、土壁、漆喰、石材等の自然素材、着色していない瓦やレンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、彩度の規定を適用しない。
- ④ 反射率が高い建築材料の使用は避ける。
- ⑤ 屋外広告物は、建築物のデザイン、色調と調和したものとし、必要最小限度の数、大きさとする。

また、周辺環境との調和等を図るため、表示文字、マーク等デザインの工夫に努め、移動、点滅又は回転する光源の使用を避ける。

- ⑥ 屋外広告物の設置場所は、災害時の避難経路や周辺の住環境等に配慮する。
- ⑦ デジタルサイネージ※⁴を設置する場合は、通常の屋外広告物設置に必要な配慮に加え、下記の点に配慮する。
 - ・発光時間や明るさは、近隣の住宅や農地に配慮したものとする。
 - ・画面はゆっくりと切り替え、動画はゆっくりとした表現にする。
 - ・原則として、音は出さない。
 - ・突出し広告など、通りの進行方向への表示は避ける。
 - ・信号交差点付近の設置は避ける。

【用語の説明】

- ※1 マンセル表色系・・・色相、明度、彩度を基に番号や記号で分類された色票を用いて表現するもので、JIS（日本産業規格）により規格化された国際的な色彩に関する尺度のことをいう。

- ※2 基本色・・・本地区においては、マンセル表色系の5 Y R（黄赤）～5 Y（黄）系の色相については、彩度が概ね6以下、その他の色相については、彩度が概ね4以下の色のことをいう。（別紙1 参照）
- ※3 アクセントカラー・・・基本色以外の色のことをいう。
- ※4 デジタルサイネージ・・・ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。電光掲示板を含む。

(9) 垣又はさくの構造の制限

地区整備計画

中高層住宅地区

道路に面して設ける垣又はさくの構造は、できる限り生垣とする。これによらない場合は、地盤面から高さ1.5m以下のメッシュフェンス等（生垣との併用を含む。）とする。

なお、地盤面から0.6m以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造、その他これらに類する構造とすることができる。

また、門柱及び門扉については適用を除外する。

<解説>

- ① 法令等の規定や安全上の理由などにより、やむを得ず設置が必要と認められる垣又は柵については、本規定を適用しない。
- ② 垣又は柵の高さの測定面は、設置する場所の地盤面とする。ただし、当該箇所に極端に凸凹がある場合や敷地に極端な傾斜がある場合は、周囲の地盤面又は平均地盤面からの高さとする。

【例9-2】

- ③ 道路や隣地に対して敷地に高低差があり、土留や擁壁などを設置した場合、その部分の高さ（高低差）については、本規定を適用しない。

【例9-3】

- ④ 前面に植栽を施すなど、周辺環境に配慮したうえで、設置する垣又は柵の高さ以上の距離を道路境界線から後退させた場合は、本規定を適用しない。

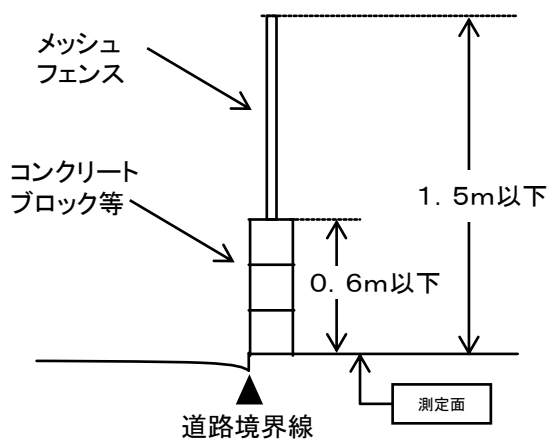
【例9-4】

- ⑤ 門柱及び門扉は本規定の適用から除外する。ただし、各道路面について1箇所あたり概ね1.2m以下かつ合計が概ね2.4m以下の場合とし、これを超える場合は、当該部分について本規定を適用する。

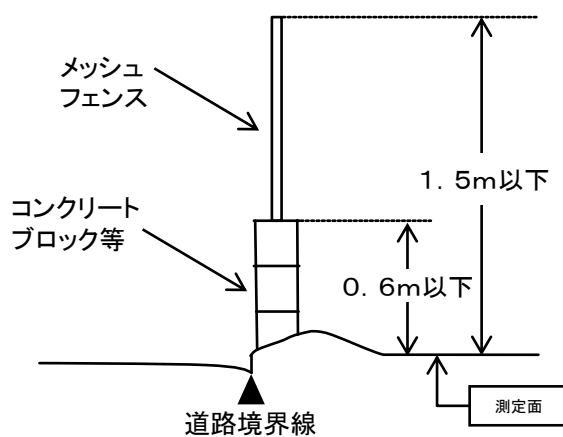
【例9-5】

- ⑥ 垣又は柵の色彩は、「(8) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」による。
- ⑦ 生垣を設ける場合は、枝や葉が道路部分に越境しないよう、適切に維持管理するものとする。

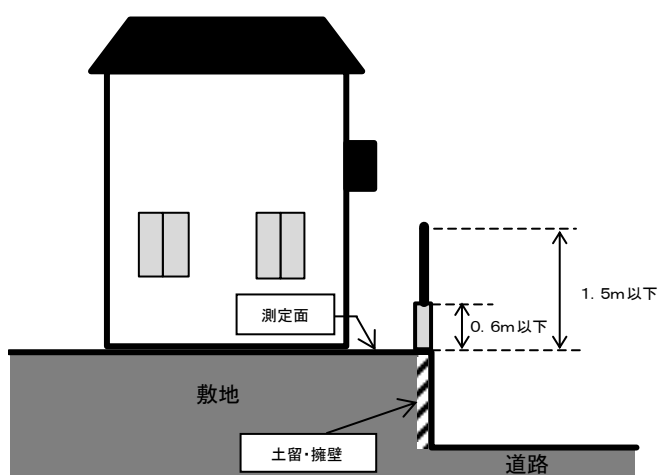
〔例 9－1〕 垣柵の設置例
（コンクリートブロックと
透視可能なフェンスの組合せ）



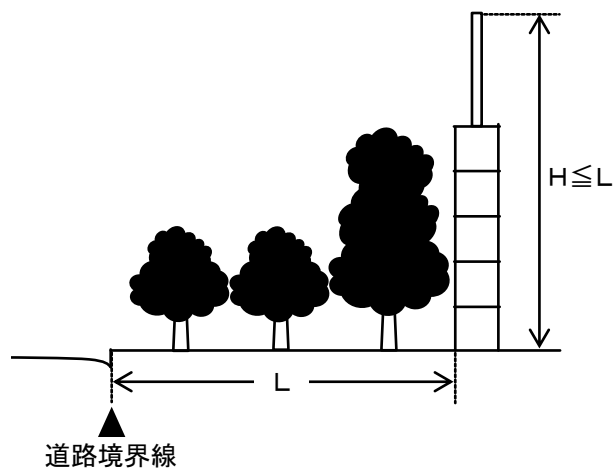
〔例 9－2〕 垣柵の設置箇所に極端に凸凹がある
場合の高さの測定方法



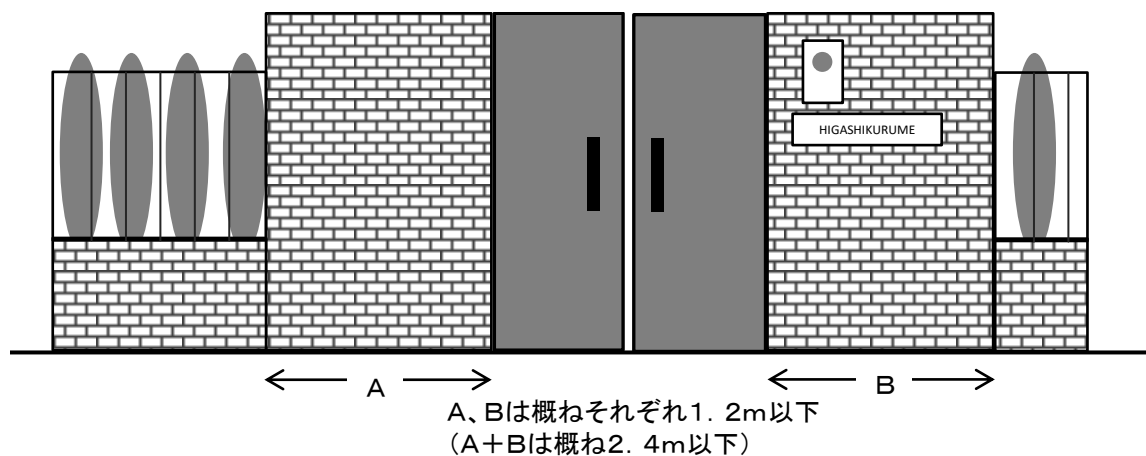
〔例 9－3〕 土留、擁壁等の設置例



〔例 9－4〕 適用除外の例



〔例 9－5〕 門柱・門袖の例



(10) 土地の利用に関する事項

地区整備計画

都市型住宅・業務地区A、中高層住宅地区

敷地面積に対する緑化面積の割合は、8%以上とする。

<解説>

- ① 本規定は、建築物の建築を行う際に適用する。
- ② 原則として、緑化は地上部に行う。
- ③ 樹木の枝や葉が、隣地や道路に越境しないよう配置するとともに、適切な維持管理を行う。
- ④ 次の条例の対象事業となる場合は、当該条例の規定についても適合する計画とし、算出根拠（計算式等）を緑化計画図に記載すること。
 - ・東久留米市のみどりに関する条例
 - ・東久留米市宅地開発等に関する条例
 - ・東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「自然保護条例」という。）
- ⑤ 緑化対象面積の計算及び緑化方法は、次の通りとする。

$$\text{緑化対象面積 (m}^2\text{)} = \text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times 8 (\%)$$

緑化に当たっては、「自然保護条例」の規定を準用し、緑化対象面積を次の「緑地帯による緑化」の方法により樹木*で緑化することを標準とする。ただし、既存樹木や生垣など「緑地帯による緑化」により計算することが適切でない場合は、「単独木による緑化」や「生垣による緑化」、また、それらの組合せによることができる。

なお、樹木の配置等についても「自然保護条例」の規定を準用する。

ア. 緑地帯による緑地（標準）

(ア) 緑化対象面積以上の緑地帯を設け、緑地帯10m²当たり高木1本、中木2本、低木3本以上の樹木をバランスよく植栽する。

高木、中木、低木の分類については、「樹木分類表」の通りとする。

【例10-1】

(イ) (ア) の本数を植栽することが困難な場合は、高木1本と中木1.5本又は低木3本、中木1本と低木2本の割合で樹木の種類を振り替えることができる。

なお、振替後においても、可能な限り緑地帯10m²当たり高木又は中木を最低1本以上植栽するものとする。

<振替の例> ・高木2本⇒中木3本
・中木1本⇒低木2本

【例10-2】

イ. 単独木による緑化

(ア) 実際の樹冠投影面積を緑化面積とする。

(イ) 実際の樹冠投影面積によらず、次の方法により緑化面積を算出することができる。

a 樹木分類表による算出

・「樹木分類表」の単独木の場合の緑化面積による算出

【例 10-3】

b 樹木の高さによる樹冠投影面積の算出

・植栽時の高さが 3 m 以上の高木は、その高さの 7 割を直径として樹冠投影面積を算出

・高さが 5 m 以上の既存樹木は、その高さを直径として樹冠投影面積を算出

【例 10-4】

ウ. 生垣による緑化

(ア) 生垣には、概ね樹高が 1.2 m 以上の樹木を用いる。

(イ) 生垣の長さに幅を乗じた面積を緑化面積とする。ただし、生垣の最低幅は 0.5 m とする。

(ウ) 緑化面積の算出に当たり、幅が 0.5 m ～ 0.6 m の場合、幅を 0.6 m として算出できる。

【例 10-5】

エ. ア～ウの組合せによる緑化

【例 10-4】 【例 10-5】

【用語の説明】

※ 樹木・・・地上部の一部が木質化している植物のことをいい、草花や地被植物は含まない。

樹木分類表

樹木の 種類	成木時の高さ	植栽時の高さ	単独木の場合の 緑化面積
高木	3 m 以上	2 m 以上	3 m ²
中木	2 m 以上	1.2 m 以上	2 m ²
低木（注）	—	0.3 m 以上	1 m ²

注 1) 上表に関わらず、植栽時の高さが 3 m 以上の高木は 1 本 3.4 m²、4 m 以上の高木は 6.1 m² の緑化面積として算定することができる。

注 2) 低木は、枝葉の広がり直径 0.6 m 以上のものを 1 本と換算し、これに満たない場合は、同等以上の広がり確保できる十分な本数の植栽を行う。ただし、低木のみの植栽は、避ける。

〔例 10－1〕 「緑地帯による緑化」の例 ①（敷地面積 500㎡の場合）

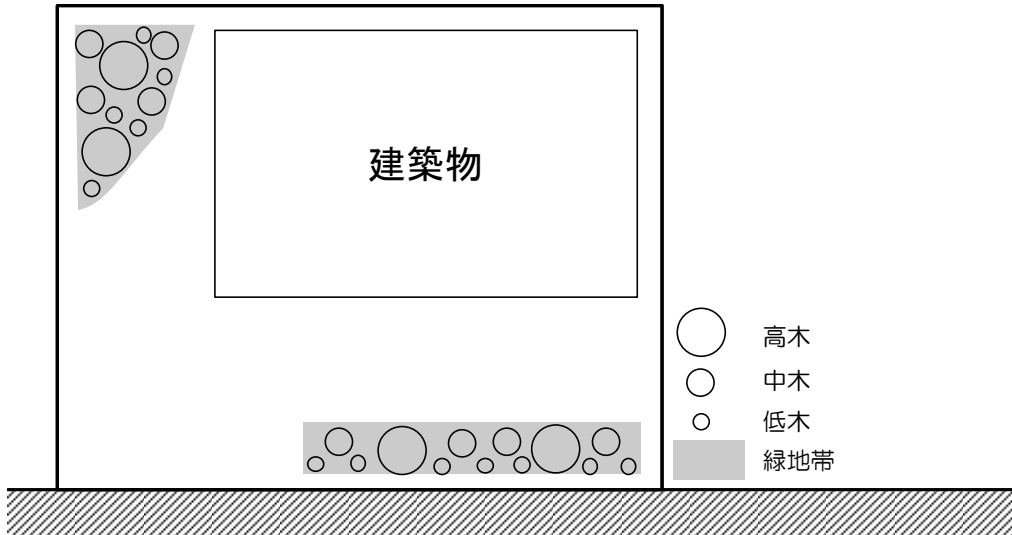
緑化対象面積 $500\text{㎡} \times 8\% = 40\text{㎡}$

＜緑化方法＞

40㎡の緑地帯を設け、10㎡当たり高木1本、中木2本、低木3本以上の樹木をバランスよく植栽する。



高木4本、中木8本、低木12本を植栽



〔例 10－2〕 「緑地帯による緑化」の例 ②（敷地面積 125㎡、高木の植栽が困難な場合）

緑化対象面積 $125\text{㎡} \times 8\% = 10\text{㎡}$

＜緑化方法＞

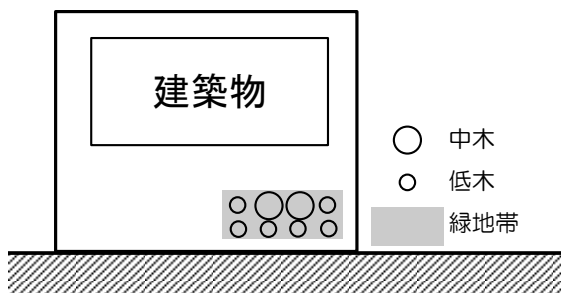
10㎡の緑地帯を設け、10㎡当たり高木1本、中木2本、低木3本以上の樹木をバランスよく植栽する。

標準 高木1本、中木2本、低木3本を植栽する。

困難な場合 高木の植栽が困難な場合、高木1本に対し中木1.5本又は低木3本、中木1本に対し低木2本の割合により振り替える。



高木1本を低木3本に振り替えて中木2本、低木6本を植栽



〔例 10－3〕 「単独木による緑化」の例（敷地面積 100 m²の場合）

緑化対象面積 $100 \text{ m}^2 \times 8\% = 8 \text{ m}^2$

<緑化方法>

単独木の緑化面積が 8 m²分になるよう植栽する。

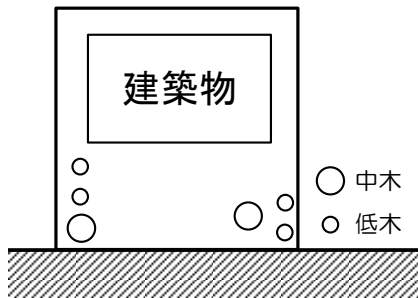


「樹木分類表」の単独木の場合の緑化面積に基づき、中木 2 本、低木 4 本を植栽

中木 $2 \text{ 本} \times 2 \text{ m}^2 = 4 \text{ m}^2$

低木 $4 \text{ 本} \times 1 \text{ m}^2 = 4 \text{ m}^2$

合計 8 m²



〔例 10－4〕 「緑地帯による緑化」と「単独木による緑化」の組合せの例

（敷地面積 500 m²、既存樹木がある場合）

緑化対象面積 $500 \text{ m}^2 \times 8\% = 40 \text{ m}^2$

<緑化方法>

・緑化対象面積から既存樹木の面積を引いた面積の緑地帯を確保する。

・高さ 5 m の既存樹木の面積＝直径 5 m の樹冠投影面積

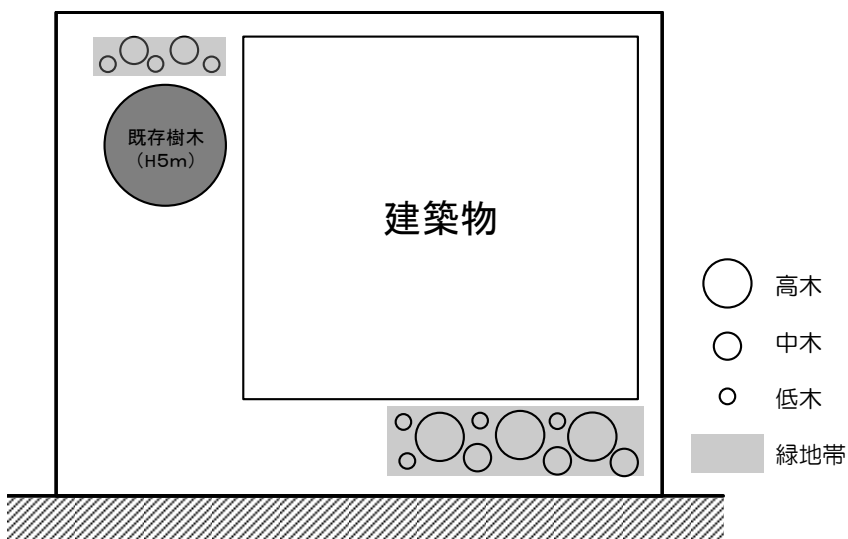
$$5 \text{ m (直径)} \times 5 \text{ m} \times 3.14 \times 1/4 = 19.6 \text{ m}^2$$

・緑化対象面積 40 m²－既存樹木の面積 19.6 m²＝20.4 m²

20.4 m²の緑地帯について、10 m²あたり高木 1 本、中木 2 本、低木 3 本以上の樹木をバランスよく植栽する。



高木 3 本、中木 5 本、低木 7 本を植栽



〔例 10－5〕 「単独木による緑化」と「生垣による緑化」の組合せの例
 (敷地面積 500 m² の場合)

緑化対象面積 500 m² × 8% = 40 m²

<緑化方法>

生垣の面積

$$0.6 \text{ m} \times 20 \text{ m} = 12 \text{ m}^2$$



緑化不足分 (40 m² - 12 m² = 28 m²) に対し、「樹木の分類表」の単独木の場合の緑化面積に基づき、高木 3 本、中木 6 本、低木 7 本を植栽

高木 3 本 × 3 m² = 9 m²

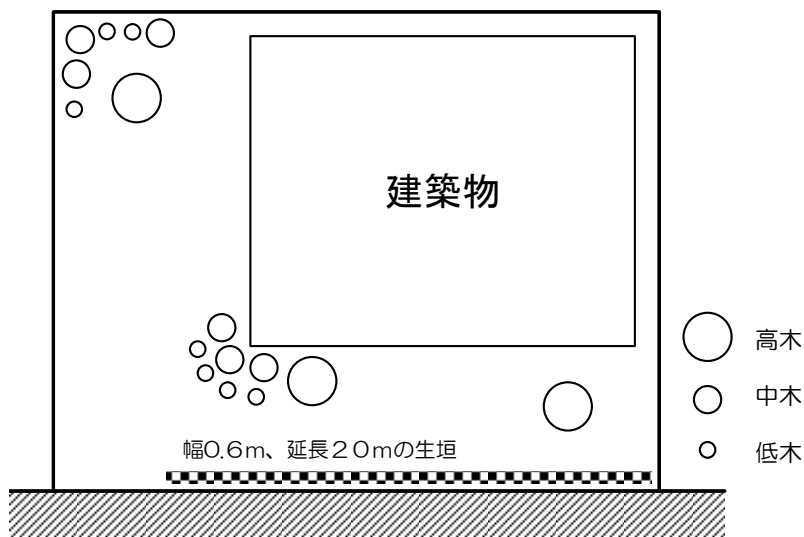
中木 6 本 × 2 m² = 12 m²

低木 7 本 × 1 m² = 7 m²

28 m²

+ 生垣 12 m²

合計 40 m²



2. その他

(1) 地区計画決定告示日時点で既に存在する建築物等の地区計画の適用について

地区計画決定告示日以後に増築などを行う場合の地区計画の適用については、次の通りである。

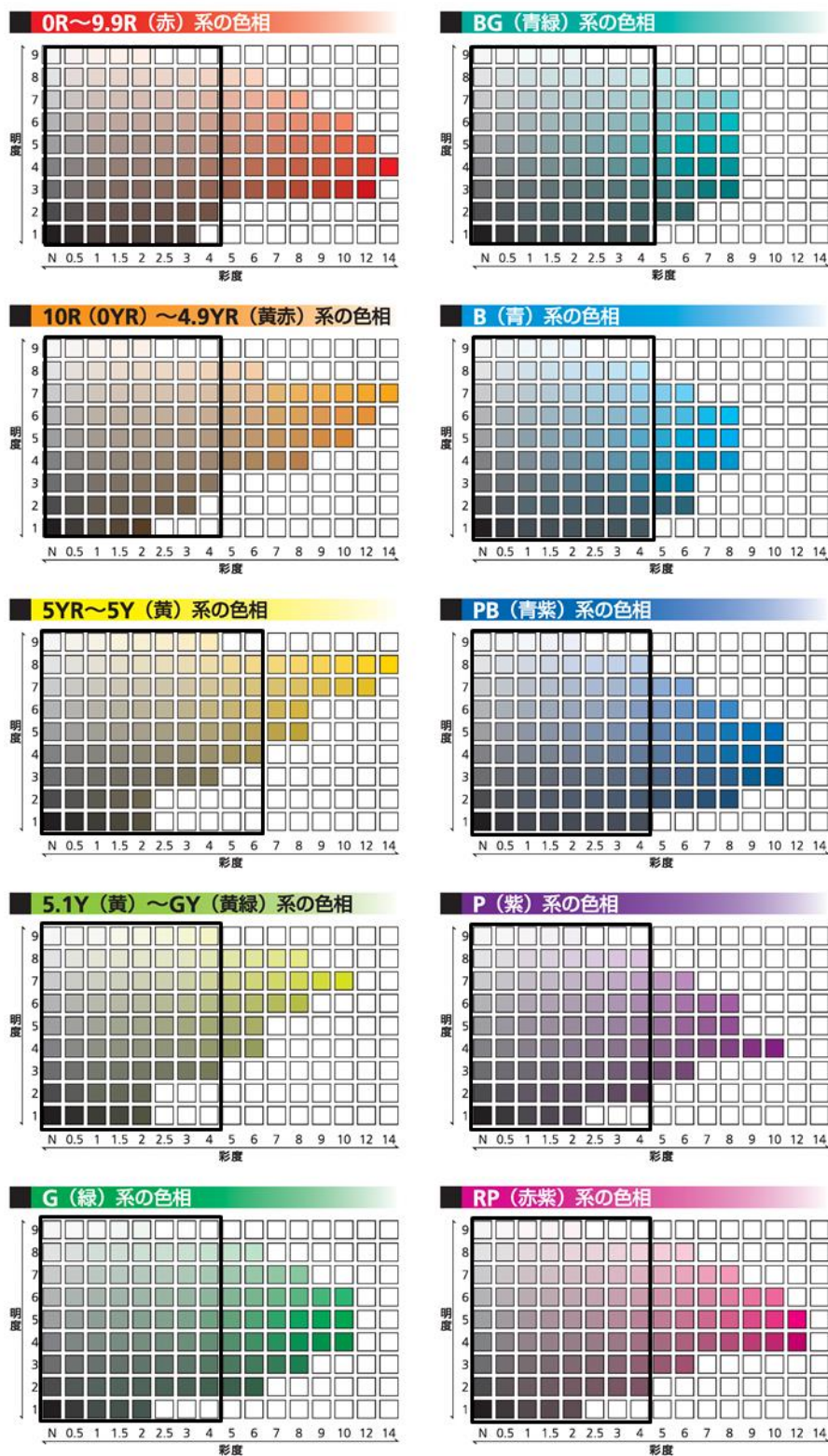
地区整備計画の項目	該当となる行為	適用
壁面の位置の制限	増築、改築	本規定を満たさない箇所について当該行為を行う場合、本規定を満たすような計画とする。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	色彩等の変更、 屋外広告物の変更	本規定を満たすような計画とする。
垣又はさくの構造の制限	改築	本規定を満たすような計画とする。 色彩については「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」の規定を適用する。

(2) 建築物の敷地が地区計画区域の内外にわたる場合の地区計画の適用について

建築物の敷地が地区計画の区域内と区域外にまたがる場合及び2以上の計画地区にわたる場合の地区計画の適用については、次の通りである。

地区整備計画の項目	適用
・ 建築物の用途の制限 ・ 建築物の敷地面積の最低限度 ・ 土地の利用に関する事項（敷地内緑化）	敷地の過半が、地区計画区域内の場合において敷地全体に適用 ※過半に満たない場合は、適用外
・ 壁面の位置の制限 ・ 建築物等の高さの最高限度 ・ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ・ 垣又はさくの構造の制限	地区計画区域内にかかる建築物等の部分にのみ適用 ※地区計画区域外は、適用外

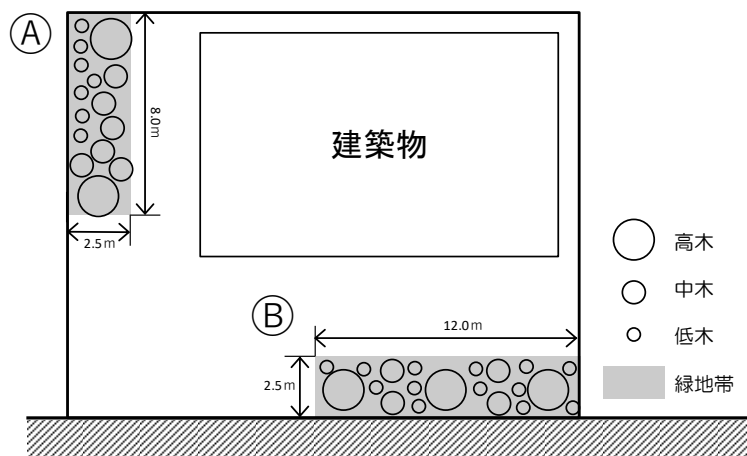
基本色について



基本色の範囲

(注) ここで示している色は、印刷色のため正確な色を表すものではない。実際の色については、色票や塗料見本を参照すること。

緑化計画図 記載例

「緑地帯による緑化」の例（緑化率 10%、敷地面積 500 m²の場合）

■地区計画必要緑化面積 $500\text{m}^2 \times 10\% = 50\text{m}^2$

□計画緑化面積 ① $8.0 \times 2.5 = 20$ 20m²
 ② $2.5 \times 12.0 = 30$ 30m² 合計50m² (≥50m²…必要緑化面積)

■地区計画必要植栽本数

① 高木：20m² × 0.1 = 2本
 中木：20m² × 0.2 = 4本
 低木：20m² × 0.3 = 6本

② 高木：30m² × 0.1 = 3本
 中木：30m² × 0.2 = 6本
 低木：30m² × 0.3 = 9本

□計画植栽本数

① 高木：2本 (≥2本)
 中木：6本 (≥4本)
 低木：7本 (≥6本)

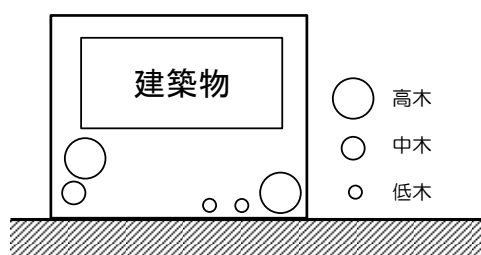
② 高木：3本 (≥3本)
 中木：4本 (<6本) … ※
 低木：13本 (≥9本) … ※

※ 中木の不足分を低木へ振替

中木不足面積
 2本 × 2m² = 4m²

↓
 低木追加面積
 4本 × 1m² = 4m²

9本(必要本数) + 4本(追加本数) = 13本

「単独木による緑化」の例（緑化率 10%、敷地面積 100 m²の場合）

■地区計画必要緑化面積 $100\text{m}^2 \times 10\% = 10\text{m}^2$

□計画植栽本数

高木 2本…2本 × 3m² → 6m²

中木 1本…1本 × 2m² → 2m²

低木 2本…2本 × 1m² → 2m²

合計10m² (≥10m²…必要緑化面積)

- ・緑地帯面積の計算が複雑になる場合は、別途求積図を添付してください。
- ・上記内容を満たしていれば、建築物の配置図や他の条例等（都自然保護条例条例等）の緑化計画図に併記可能